

# 国と地方のシステムWG提出資料

所有者を特定することが困難な森林への対応について

---

平成29年11月

林野庁

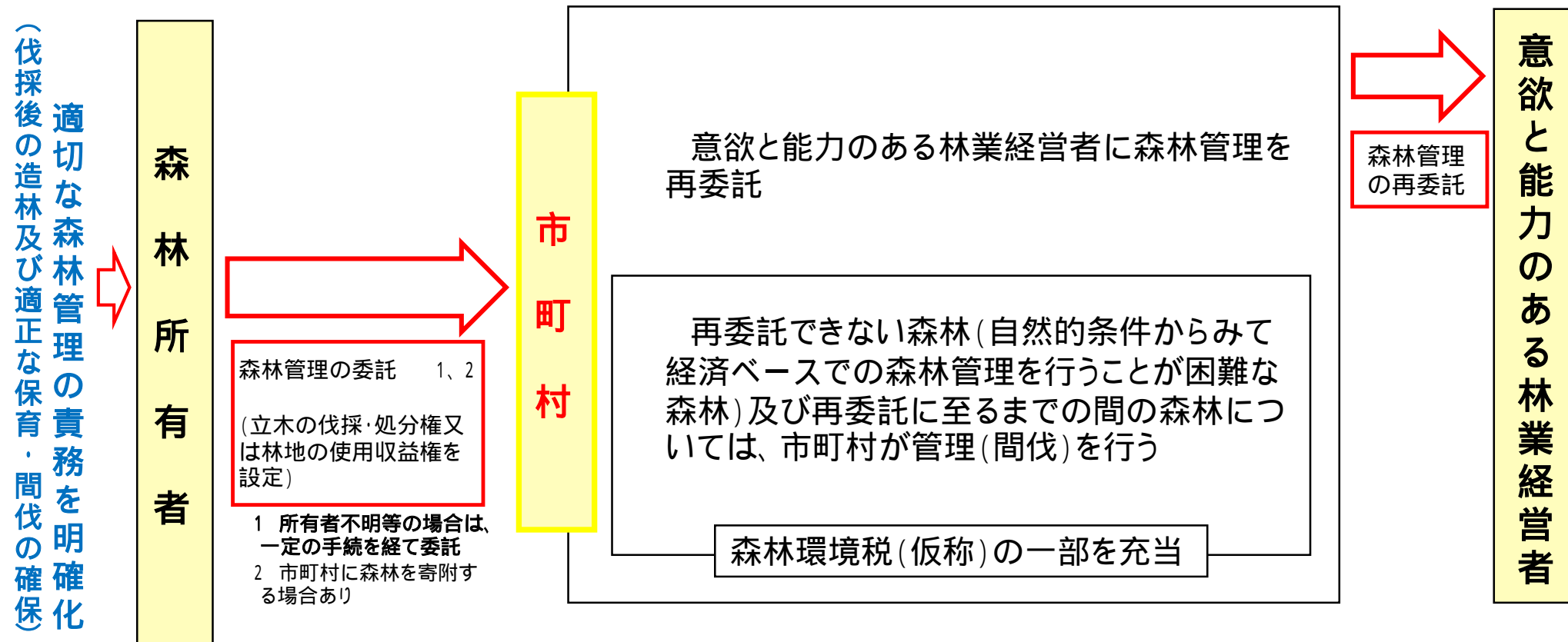
# 新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。

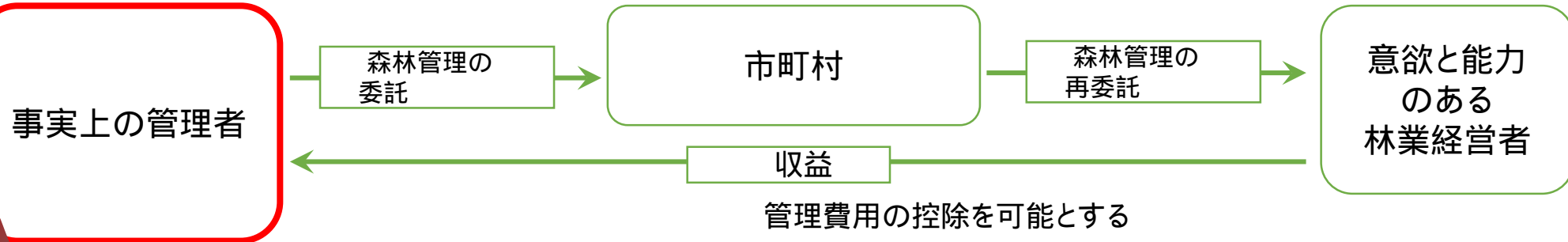
再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。

意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。



# 所有者不明森林の適切な管理の促進に向けた新スキームのイメージ(案)

まとまった森林の中に所有者不明森林が介在している場合に、簡素な手続で市町村に森林管理を集約できるようにするため、事実上の管理者の判断で市町村に委託できることとするスキームを検討する。



## 「事実上の管理者」の要件

共有持分権者の市町村への申出

- ・ 固定資産税を納税していることを証する書類
- ・ 当該森林の共有持分を有することが分かる書類(戸籍及び土地登記簿)
- ・ 当該森林の所有者を確知することができない事情等を提出

市町村による公告(6か月)

公告を義務付け

本手続においては、公告に至るまでの市町村の裁量の余地はない

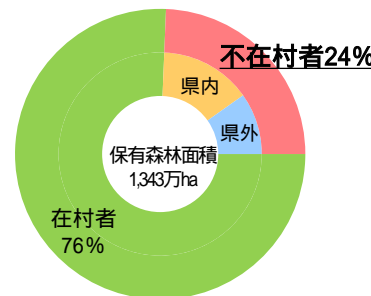
木材価格の低迷や山村の過疎化による森林所有者の経営意欲の低下、山林の地籍調査の遅れ(進捗率45%)、森林所有者の不在村化や相続による世代交代等により、施業集約化に向けた所有者や境界の明確化に多大な労力を要している状況。

## 地籍調査の実施状況

平成28年度末時点	対象面積 (km <sup>2</sup> )	実績面積 (km <sup>2</sup> )	進捗率 (%)	
DID (人口集中地域)	12,255	2,976	24	
DID以外	宅地	17,793	9,621	54
	農用地	72,058	52,783	73
	林地	184,094	82,332	45
合計	286,200	147,712	52	

資料: 国土交通省 (H29年3月調べ)

## 不在村者保有の森林面積の割合



森林の所有者のうち、相続時に何も手続きをしていない

17.9%

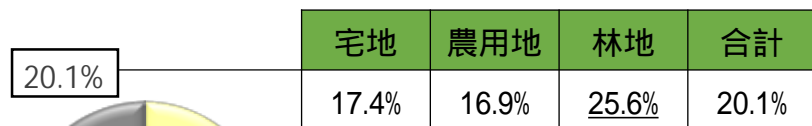
資料: 農林水産省「2005年農林業センサス」

国土交通省 (H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)

注1: 不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2: 国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

## 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合



- 登記簿上で所在確認可能
- 登記簿のみでは所有者不明

ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

資料: 所有者不明土地問題研究会中間整理 (H29年6月)

## 森林整備を進めるため所有者等を特定する作業に大きな労力がかかっている事例

### N県G市の事例

51ヘクタール(206筆)の森林について、森林整備のため市が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認を行ったところ、特定作業には1年3カ月を要した。(最終的に特定できなかった5名分の土地は事業対象地より除外)

### T県N町の事例

369ヘクタール(115筆)の森林について、施業の集約化を目的とする境界明確化事業実施のため、町が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認を行ったところ、特定作業には11カ月を要した。

資料: 国土交通省調査

# 森林法に基づく所有者不明森林への対応

参考

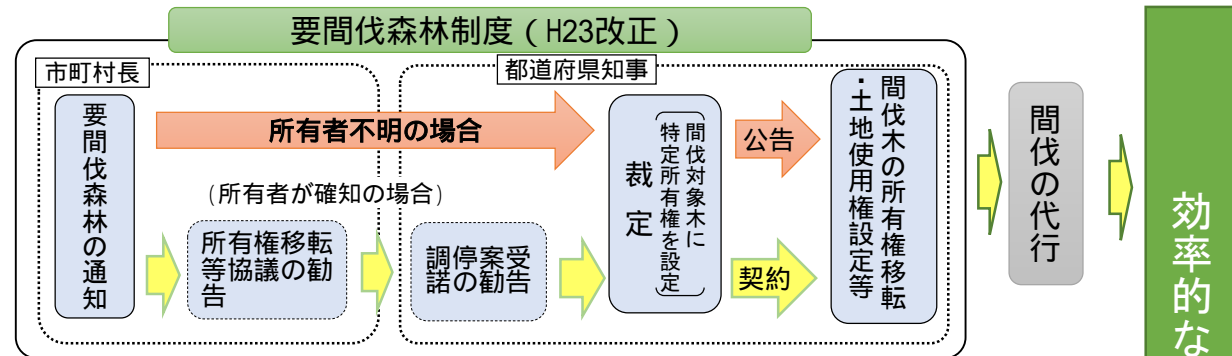
平成23年の森林法改正により、森林所有者を確知することができない場合でも、間伐の代行等が可能となるよう、都道府県知事の裁定により、間伐等の施業の代行等を実施する仕組みを措置。

さらに、平成28年の森林法改正により、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続等を経て、伐採・造林ができるようにする仕組みを導入。

## 【平成23年森林法改正】

### 要間伐森林制度

早急に間伐を行うことが必要な森林について、所有者が不明であっても都道府県知事の裁定手続等を経たうえ、間伐の対象となる立木に所有権を設定し、間伐の代行ができる仕組みを措置



## 【平成28年森林法改正】

### 共有者不確知森林制度 (共有林持分移転裁定制度)

共有林の所有者の一部が不明で、共有者全員の合意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続等を経たうえで、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林ができる仕組みを措置(平成29年4月1日施行)

